

生駒市集団資源回収補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、家庭から排出される燃やすごみの減量のために、資源物を集め、回収する業者（以下「回収業者」という。）に売却する集団資源回収を行う実践団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、ごみの減量、資源の有効利用等ごみ問題の意識の向上を図り、もって生活環境の保全に資することを目的とする。

(通則)

第1条の2 補助金の交付に関し必要な事項は、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、集団回収補助金の対象となる「資源」とは、新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、ミックスペーパー、古着、古布、かばん、くつ及び金属（缶）とする。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、資源の回収を原則として月1回以上自主的に行う生駒市域内の自治会、老人会、婦人会、子ども会、育友会、PTA等のおおむね10人以上で構成の団体とする。

(団体の登録)

第4条 前条に規定する団体で、補助金の交付を受けようとするものは、あらかじめ集団資源回収団体登録申請書（様式第1号）を市長に提出し、登録を受けなければならない。

(補助金の額)

第5条 前条の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）に交付する補助金の額は、集団回収した資源の重量1キログラムにつき4円とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 登録団体が補助金の交付を受けようとするときは、集団資源回収補助金交付申請書（様式第2号）に回収業者が発行する計量及び買い取りしたことがわか

る書類（以下「計量伝票」という。）を添えて、次に掲げる区分に応じ市長に提出しなければならない。

(1) 前期分 1月から6月までの回収分

(2) 後期分 7月から12月までの回収分

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、集団資源回収実績と計量伝票を照合してこれを審査し、適当と認めるときは、生駒市集団資源回収補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（登録団体の義務）

第8条 登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、集団資源回収登録団体届出事項変更届（様式第4号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 資源の集団回収活動を中止したとき。

(2) 登録団体の名称又は代表者を変更したとき。

（補助金の返還及び登録抹消）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させ、又は第4条の登録を抹消することができる。

(1) この告示又は生駒市補助金等交付規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（施行の細目）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成5年4月1日から施行し、平成5年3月1日以後の資源の回収分に係る補助金から適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際生駒市資源回収補助金交付要綱（平成4年4月1日施行）の規定によりなされた登録その他の手続きは、この告示の相当規定に基づいた手続きとみなす。

（この告示の失効）

3 この告示は、令和8年6月30日限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、平成 9 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 1 1 年 4 月 3 0 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 1 7 年 5 月 1 6 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市資源回収補助金交付要綱第 6 条の規定は、平成 1 7 年 3 月以後の回収分について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 2 1 年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の次に 1 条を加える改正規定及び第 1 1 条の改正規定（同条第 1 号中「告示」の次に「又は生駒市補助金等交付規則の規定」を加える部分に限る。）は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市資源回収補助金交付要綱第 6 条の規定は、平成 2 1 年 3 月以後の回収分について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 2 2 年 1 月 2 5 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市集団資源回収補助金交付要綱第 6 条の規定は、平成 2 1 年 3 月以後の回収分について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 2 2 年 7 月 3 0 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、平成 2 2 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市集団資源回収補助金交付要綱第6条及び第7条の規定は、平成22年3月以後の回収分について適用する

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市集団資源回収補助金交付要綱第2条の規定は、平成23年4月以後の回収分について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成26年度中に限り、改正後の生駒市集団資源回収補助金交付要綱第6条の規定の適用については、同条中「1月から6月までの回収分」とあるのは「3月から6月までの回収分」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年12月1日から施行する。

(補助金の額の特例)

- 2 登録団体に交付する補助金の額は、第5条の規定にかかわらず令和2年4月から令和2年9月までの回収分に限り、集団回収した資源の重量1キログラムにつき5円とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数額を切り捨てた額とする。

附 則

この告示は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年7月1日から施行する。